

# 物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の長期化がさまざまな立場の人に影響を与えている中、特にその影響を強く受けている「子育て世帯」を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

- 支給額 児童1人あたり2万円
- 支給対象児童 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童 ※令和7年9月に出生した児童については10月分  
令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童
- 支給対象【申請が不要な人(下表①)】には、支給を知らせる通知を令和8年1月下旬に発送しています。  
【申請が必要な人(下表②③④)】は、申請期限までに手続きをお願いします。

対 象		申請期限	申請に必要なもの	支給時期 (予定)
① 9月分の児童手当(※1)が田川市から支給された人 (②を除く)		—	—	2月18日
② ③ ④ は 申 請 が 必 要	② 9月分の児童手当(※1)が支給された公務員	3月31日 (※2)	○物価高対応子育て応援 手当申請書(請求書)  ○手当の振込希望口座が わかるもの(本人名義 の通帳の写しなど)	2月25日 以降に 順次支給
	③ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母など(出生児分の児童手当申請手続きが令和8年1月13日までに完了している場合は申請不要(公務員を除く))			
	④ ①～③の対象者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに、離婚により新たに児童手当の受給者となった人(※3)			

※1：令和7年9月に出生した児童は、令和7年10月分の児童手当 ※2：令和8年3月に出生した児童の申請期限は4月30日  
 ※3：①～③の人から子育て応援手当に相当する額の金銭などを受け取っていた場合や、当該対象者が、子育て応援手当に相当する額の金銭などを子育て応援手当の目的のために費消していた場合は対象外です。

☎ 子育て支援課  
 こども未来係  
 ☎ 85-7131

申請手続きのための  
 時間外窓口を開設

通常の開庁時間に来庁できない人は、ぜひ利用をお願いします。  
 ●開設日 2月の毎週木曜日(5日・12日・19日・26日) ●受付時間 19時まで